

## 継続申請の手続きについて（ご案内）

学校指定期間終了後、引き続き学校指定の申請される場合は、以下の申請書類をご郵送にてご提出して下さい。

### 1. 学校指定の継続申請の流れ

学校指定を継続した場合の期間は、4月1日を始期とする3年間となります。指定期限が終了する3ヶ月前までに継続手続きを行って下さい。

学校指定申請書および必要書類を郵送

↓

審査

↓

学校指定書および請書を送付

↓

請書を返送

### 2. 申請書類

- ①学校指定申請書（別紙1）
- ②学則
- ③部科別在籍生徒の現在数および教員の現在数を記載した書類
- ④1週間に行う（部科別の）授業科目およびその時間数を記載した書類

#### <申請書類の提出先>

〒480-1342

愛知県長久手市茨ヶ廻間 1533 番地 736

愛知高速交通株式会社

運輸技術部運輸課 学校指定担当

#### 【お問い合わせ】

愛知高速交通株式会社 運輸技術部運輸課 学校指定担当

TEL：0561-61-4781 月～金（祝日・12/29～1/3を除く） 9：00～18：00

E-mail：gakko\_shitei@linimo.jp